

平成 2 9 年 1 2 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

印刷物番号

29-54

も く じ

報告第12号	訴訟上の和解に係る専決処分の報告について-----	1
議案第75号	平成29年度大東市一般会計補正予算（第4次）について-----	別冊
議案第76号	平成29年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第3次） について-----	別冊
議案第77号	平成29年度大東市介護保険特別会計補正予算（第3次）に ついて-----	別冊
議案第78号	平成29年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第2次）について-----	別冊
議案第79号	平成29年度大東市水道事業会計補正予算（第1次）につい て-----	別冊
議案第80号	平成29年度大東市下水道事業会計補正予算（第1次）につ いて-----	別冊
議案第81号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	4
議案第82号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	5
議案第83号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	6
議案第84号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	7
議案第85号	市道路線の認定について-----	8
議案第86号	大東市立総合福祉センターの指定管理者の指定について-----	9
議案第87号	大東市立キッズプラザの指定管理者の指定について-----	10
議案第88号	大東市立放課後児童クラブおよび大東市立生涯学習ルーム 「まなび泉」の指定管理者の指定について-----	11
議案第89号	大東市立野外活動センターおよび青少年ルームの指定管理者 の指定について-----	12
議案第90号	大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について-----	13
議案第91号	大東市立保健医療福祉センター条例の一部を改正する条例に ついて-----	15
議案第92号	大東市営住宅条例の一部を改正する条例について-----	18



報告第12号

訴訟上の和解に係る専決処分の報告について

建物明渡等請求事件（枚方簡易裁判所平成29年（ハ）第562号）に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 平成29年9月22日 |
| 2 和解の相手方 | 
 |
| 3 和解の内容 | <p>(1) 大東市（以下「市」という。）は、和解の相手方（以下「相手方」という。）に対して、平成29年3月7日をもって行った建物（以下「本件建物」という。）の入居承認の取消を、和解期日をもって撤回するとともに、本件建物について、市を賃貸人、相手方を賃借人とする賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）は、和解期日以降、存続することを確認する。</p> <p>(2) 市及び相手方は、相手方が、市に対し、平成29年9月15日、本件建物の滞納賃料13万6100円及び平成29年3月8日から同年9月28日までの賃料相当損害金31万5400円のうち16万4900円を支払ったことを相互に確認する。</p> |

(3) 相手方は、市に対し、上記(2)の賃料相当損害金の残額15万500円の支払義務があることを認め、相手方は、市に対し、同金員を次のとおり分割して、市に持参または送金して支払う。ただし、送金手数料は相手方の負担とする。

ア 平成29年10月から平成31年8月まで毎月末日限り6300円ずつ

イ 平成31年9月30日限り5600円

(4) 相手方が上記(3)の分割金の支払を2回以上怠り、その額が1万2600円に達したときは、当然に上記(3)の期限の利益を喪失し、相手方は、市に対し、上記(3)の金員から既払額を控除した残金を直ちに支払う。

(5) 次のいずれかに該当したときは、本件賃貸借契約は当然解除となる。

ア 相手方が本件賃貸借契約に基づく賃料（大東市営住宅条例第15条に基づき毎年決定される金額）の支払を2回分以上怠ったとき

イ 相手方が上記(3)の分割金の支払を2回分以上怠ったとき

(6) 上記(5)により本件賃貸借契約が解除となったときは、相手方は、市に対し、本件建物を直ちに明け渡す。

(7) 相手方は、上記(6)により本件建物を明け渡したときに本件建物内に残置した動産については、その所有権をすべて放棄し、市が自由に処分することに異議がない。ただし、その処分費用は相手方の負担とする。

(8) 本件賃貸借契約が解除となったときは、相手方は、市に対し、本件賃貸借契約が解除された日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月4万7000円の割合による賃料相当損害金を支払う。

(9) 市は、その余の請求を放棄する。

(10) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し、
和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないこ
とを相互に確認する。

(11) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解の理由

建物明渡等請求事件の審理の中で、相手方が継続して本件建
物に居住したいとの意向を示した上で、滞納賃料の全額およ
び賃料相当損害金の一部を納付し、併せて、賃料相当損害金
残額を2年以内で完納とすること、ならびに今後発生する賃
料を滞納しないことを条件として受け入れたため。

議案第 81 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 間 恵子氏の任期が、平成 30 年 6 月 30 日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	間 恵 子
生年月日	████████████████████

公 職 歴		
平成 10 年 12 月	～ 平成 15 年 11 月	民生委員
平成 10 年 12 月	～ 平成 15 年 11 月	児童委員
平成 12 年 6 月	～ 現在	人権擁護委員

議案第 82 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 福井 典子氏の任期が、平成30年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	福 井 典 子
生年月日	████████████████████

公 職 歴		
平成18年 7月	～ 現在	人権擁護委員
平成28年12月	～ 現在	民生委員
平成28年12月	～ 現在	児童委員

議案第 83 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 塩津 勝行氏の任期が、平成 30 年 6 月 30 日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	塩 津 勝 行
生年月日	████████████████████

公 職 歴	
平成 13 年 4 月 ～ 平成 16 年 3 月	大東市立三箇小学校長
平成 18 年 7 月 ～ 現在	人権擁護委員

議案第84号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として、法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	井 上 鈴 佳
生年月日	████████████████████

議案第 85 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- 1 北条二丁目 3 号線 (起点) 大東市北条二丁目 9 2 7 番 3 先
(終点) 大東市北条二丁目 9 2 7 番 1 先
- 2 三箇一丁目 8 号線 (起点) 大東市三箇一丁目 2 4 4 番先
(終点) 大東市三箇一丁目 1 6 番 1 先
- 3 北条五丁目 7 号線 (起点) 大東市北条五丁目 1 7 9 6 番 2 先
(終点) 大東市北条五丁目 1 7 9 4 番 3 先
- 4 赤井三丁目 7 号線 (起点) 大東市赤井三丁目 1 2 9 番 3 9 先
(終点) 大東市赤井三丁目 9 7 番 5 先

理 由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定により築造された開発道路および本市へ無償寄付された道路を市道として認定するため。

議案第86号

大東市立総合福祉センターの指定管理者の指定について

大東市立総合福祉センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立総合福祉センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市新町13番13号 大東市立総合福祉センター内
社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第 87 号

大東市立キッズプラザの指定管理者の指定について

大東市立キッズプラザの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立キッズプラザ |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市幸町 6 番 2 号
子育て支援大東共同事業体 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで |

議案第 88 号

大東市立放課後児童クラブおよび大東市立生涯学習ルーム「まなび泉」の指定管理者の指定について

大東市立放課後児童クラブおよび大東市立生涯学習ルーム「まなび泉」の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | (1) 大東市立四条北小放課後児童クラブ
大東市立泉小放課後児童クラブ
大東市立氷野小放課後児童クラブ
大東市立四条小放課後児童クラブ
大東市立灰塚小放課後児童クラブ
大東市立南郷小放課後児童クラブ
大東市立住道北小放課後児童クラブ
大東市立住道南小放課後児童クラブ
大東市立深野小放課後児童クラブ
大東市立北条小放課後児童クラブ
大東市立三箇小放課後児童クラブ
大東市立諸福小放課後児童クラブ
(2) 大東市立生涯学習ルーム「まなび泉」 |
| 2 指定管理者 | 大東市新町 13 番 13 号 大東市立総合福祉センター内
社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで |

議案第89号

大東市立野外活動センターおよび青少年ルームの指定管理者の指定について

大東市立野外活動センターおよび青少年ルームの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | (1) 大東市立野外活動センター
(2) 青少年ルーム（大東市立生涯学習センター内） |
| 2 指定管理者 | 大東市末広町1番301号
特定非営利活動法人 大東市青少年協会 |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第90号

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）が施行され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア(イ)中「第3条第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第3条第2号中「この条」の次に「および次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第5条第7号中「こと」の次に「または第3条の2の規定に該当すること」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号

大東市立保健医療福祉センター条例の一部を改正する条例について

大東市立保健医療福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立こども診療所に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立保健医療福祉センター条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立保健医療福祉センター条例（平成2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第11条」に、「第9条―第12条」を「第12条―第15条」に、「第13条―第15条」を「第16条―第18条」に改める。

第3条第6号中「第1条の2第2項」を「第1条の5第2項」に改める。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第3章中第12条を第15条とする。

第11条第2項中「第9条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第2章中第8条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に第4条第1項第1号に規定する大東市立こども診療所（以下「こども診療所」という。）の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行うことができる業務の範囲）

第10条 前条の規定により指定管理者が行うことができる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) こども診療所における診療に関する業務
- (2) こども診療所の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) こども診療所の診療に要する料金の収受に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、こども診療所の管理のために市長が必要と認める業務

2 前項第3号に規定する料金は、第5条第1項に規定する料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、こども診療所の管理を行わなければならない。

4 第6条および第7条の規定（第1項第3号の規定により料金の収受を指定管理者に行わせる場合に限る。）ならびに第8条および第16条の規定は、前条の規定によりこども診療所の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第6条（見出しを含む。）および第7条中「料金」とあるのは「こども診療所の診療に要する料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「こども診療所等」とあるのは「こども診療所」と、第16条（見出しを含む。）中「入館」あるのは「こども診療所への入館」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定手続等）

第11条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 こども診療所の指定管理者の指定について必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第92号

大東市営住宅条例の一部を改正する条例について

大東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

認知症等の入居者について収入申告義務を緩和すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市営住宅条例（平成10年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第1項ただし書中「申告がない場合」の次に「(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)」を加える。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告することおよび第32条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「基づき」の次に「(同項ただし書に規定する場合にあっては、法施行規則第9条に規定する方法により)」を加える。

第27条第2項中「令第8条第2項」の次に「(第16条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)」を加える。

第35条および第36条中「第11条」を「第12条」に改める。

第49条の表第13条の項中「第10条」を「第11条」に改め、同条の表第14条の項中「第11条」を「第12条」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大東市営住宅条例第15条第1項、第16条および第27条第2項の規定は、平成30年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用する。